

保育所・認定こども園が、多様化する保育・教育ニーズに対応するための保育者の専門性に関する研究

研究代表者	吉岡 眞知子（東大阪大学教授）
共同研究者	千葉 武夫（聖和短期大学教授）
	清水 益治（帝塚山大学教授）
	西村 重稀（仁愛大学名誉教授）
	成田 朋子（名古屋柳城短期大学名誉教授）
	水上 彰子（富山福祉短期大学非常勤講師）
	森 俊之（仁愛大学教授）
	碓氷 ゆかり（聖和短期大学教授）
	波田埜 英治（聖和短期大学准教授）
	中島 一（天野山保育園園長）

研究の概要

本研究の目的は、保育所・認定こども園やそこに勤務する保育者が、多様化するニーズに対応していくための基礎資料を提供することであった。全国の20分の1の保育所と認定こども園に調査票を送付し、445票を回収した（回収率は34.7%）。また、高槻市と富山市の私立認定こども園で、「園の特徴として園独自で実施している特別の学習活動の実施状況」についてヒアリング調査を実施した。得られた結果は次の通りであった。

(1) アンケート調査

全体の実施率が50%を超えていた事業等は、「延長保育事業」「障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育」などの5つであった。地域子育て支援事業としての園庭開放と相談業務などの5事業等では、認定こども園の方が保育所よりも実施率が高かった。「障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育」「不適切な養育等が疑われる家庭への支援」「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援」については公立、「延長保育事業」と「放課後児童健全育成事業」では私立園の方が実施率が高かった。

園独自で実施している特別の学習活動で実施率が50%を超えていた活動はなかった。英語と図画工作にかかる特別の学習活動では認定こども園の方が実施率が高かった。体育的な特別の学習活動と、音楽、英語、言葉にかかる特別の学習活動は私立園の方が公立園よりも実施率が高かった。

保護者の状況に配慮するために、事業等では保護者面談、特別の学習活動では需要調査が行われていた。子どもの福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するための対策として、事業等は専任の担当者を置く事業、担当する職員を決める事業、全職員で取り組む事業に分けていた。特別の学習活動では職員以外の者に依頼していた。また場所的には通常の場所、時間的にも通常保育と同じ時間の中で実施されていた。

新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する研修を実施した園は、実施しなかった園よりも、多くの事業等や特別の学習活動を実施していた。

(2) ヒアリング調査

両園とも外部講師による事業実施であったが、保護者負担は無く、その地域のことが分かる身近な方々を講師として招いていた。「できる」「できない」を目的とするのではなく、「経験する」ことを目的に、子どもの生きる力を育む教育・保育内容の充実を目指した取り組みとなっていた。また、職員も講師からの指導方法等学ぶ研修の機会にもなっており、保育者の専門性を高める研修機会でもあることが明らかになった。

これらの結果は、事業等を実施するための準備、実施している事業等を継続していくための評価、事業等を改善するための専門性の向上に関連付けて議論された。

キーワード：保育所、認定こども園、実施事業、特別の学習活動、実施体制

I. 目的

現在、家族形態や保護者の働き方など、子どもを取り巻く環境は多様化しており、保育所保育もまた、保護者が安心して子育てができるように保育サービスの拡充が必要となっている。こうした状況の中、平成29年に告示された保育所保育指針の改定の方針性の1つに、「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」が示されている。具体的には、第4章子育て支援の中で、「保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。」と記され、保育所では、多様化する保育ニーズに応じた保育の実施が求められることになっている。これは幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章子育ての支援においても、同様の記述がある。

例えば、保育所では、児童福祉法に基づいて「延長保育事業」や「一時預かり事業」、「病児保育事業」「地域子育て支援事業」等の特別保育事業の実施が期待されており、保護者の保育ニーズに応じた保育の充実に努めている。さらに近年では、保護者が、英語や運動、芸術・文化等、様々な学習活動への取り組みに対する期待も高まり、独自にこれらの学習活動を取り入れる保育所等も少なくない。このような保育・教育ニーズは、地域性や保護者の関心に違いはあるが、保育所等が保護者のニーズを把握し、適切な保育・教育を提供する必要があると思われる。

一方、把握した保護者の保育・教育ニーズに基づいて、保育所等が日常の保育・教育の中でどのように提供することができるか、また、それを提供するためには、保育者はどのような資質・能力が必要とされるのか、その資質・能力をどのように確保・向上させていくのか、そのための体制を保育所等はどのように構築すればよいのかを考えなければならない。

これらの疑問に答えることは、すべての保育所や認定こども園が、多様化する保育・教育ニーズに応じた保育・教育を展開するために適切な体制を構築し、そこに所属する保育者が専門性を高め、保育・教育を実施することにつながると考え、こうして、多様化する保育・教育ニーズに応じた保育・教育を展開することができると考える。

そこで、本研究では、全国域での保育所・認定こども園を対象とした質問紙調査および積極的な取り組みを行っている保育所・認定こども園を対象としたヒアリング調査を通して、①園が認識している保育・教育のニーズとそのニーズへの対応状況 ②保育・教育ニーズの認識や対応と園の体制との関係 ③多様なニーズに応じた保育・教育を展開するために必要な保育者の資質・能力

④多様化する保育・教育ニーズに応じた事業等を実施している保育所・認定こども園による取組の工夫 の4点について明らかに、保育所・認定こども園やそこに勤務する保育者が、多様化する保育・教育ニーズに応じていくための基礎資料を提供することを目的とする。

II. 質問紙調査

1. 方法

1) 調査対象

全国1,320箇所の保育所・認定こども園に調査票を送付した。送付保育所の選定には、教育ソリューション株式会社のデータベースに基づき、全国の20分の1の保育所、認定こども園に送付した。38箇所からは郵便が不達で調査票が返送されてきた。したがって配布箇所数は1,282か所であった。回収数445票で、回収率は34.7%であった。

2) 材料

「多様化する保育・教育ニーズに対応するための保育者の専門性の向上に関する研究」の質問紙（4ページ）による調査票を作成した。設問は1問を除き選択肢による回答を求めた。実施している事業等に関しては11事業、特別の学習活動については7活動を取り上げた。設問項目は、「Ⅰ. 園の属性」と「Ⅱ. 事業等の実施状況」の大きく2つに区分した。

園の属性としては、園の種別（保育所、幼保連携型認定こども園）、園の運営主体（公立、民間）、園の定員・現員を尋ねた。

事業等の実施状況としては、「新しい保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、次の一文が入った（括弧内は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の記述）。

保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育（教育及び保育）の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子ども（園児）の福祉が尊重されるよう努め、子ども（園児）の生活の連続性を考慮すること

貴園では、このような需要に対して、どのような事業や支援等（以下、事業等）を実施していますか」として、以下の7つを尋ねた。

- （1）実施している事業等（園独自で実施・行政の指示、補助金の有無を含む）
- （2）園の特徴として、園独自で実施している特別の学習活動の実施状況
- （3）保護者の状況に配慮するための対策
- （4）子どもの福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するための職員への対策

- (5) 実施にあたり、保育者の専門性の向上のために工夫していること（自由記述）
- (6) 子どもの福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するための場所や時間への対策
- (7) 新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する研修

調査票の他に、依頼文書と返信用封筒を作成した。依頼文書には、研究の主旨、回答に際しての守秘義務などについて明記した上で、園長もしくは主任に回答を依頼した。返信用封筒には、共同研究者1名の氏名を書き、所属先の住所を記載した。

3) 手続き

2018年10月19日に調査票など一式を郵送し、返信封筒にて回答を送付するよう依頼した。11月24日までの到着分428票（保育所342：認定こども園74、公立122：私立285）を入力し分析に用いた。

2. 結果

1) 多様化する保育・教育ニーズへの対応の実態

- (1) 実施している事業等（園独自で実施・行政の指示、補助金の有無を含む）

①事業等の実施率

表1は、事業等の実施率を、全体、保育所と認定こども園の別、公立と私立の別で示したものである。事業等は全体の実施率の高い順に並べた。保育所と認定こども園、公立と私立の合計が全体と合わないのは、これらの区別について回答しない票があったからである。カイ二乗検定の結果、保育所と認定こども園、公立と私立で実施率に有意差（ $p<.05$ ）があった場合は、高い値のフォントを替えた。

全体実施率が50%を超えていた事業等は、「ク 延長保育事業（85.3%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（78.5%）」「エ 地域子育て支援事業としての園庭開放（56.8%）」「ウ 地域子育て支援事業としての相談業務（54.0%）」「オ 一時預かり事業（51.2%）」の5項目であった。

保育所と認定こども園を比較すると、「エ 地域子育て支援事業としての園庭開放」「ウ 地域子育て支援事業としての相談業務」「オ 一時預かり事業」「イ 放課後児童健全育成事業」「キ 休日・夜間保育事業」の5項目では、いずれも認定こども園の方が高かった。公立と私立を比較すると、「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育」「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援」「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援」については公立、「ク 延長保育事業」と「イ 放課後児童健全育成事業」では私立の方が実施率が高かった。

保育所と認定こども園を比較すると、「エ 地域子育て支援事業としての園庭開放」「ウ 地域子育て支援事業としての相談業務」「オ 一時預かり事業」「イ 放課後児童健全育成事業」「キ 休日・夜間保育事業」の5項目では、いずれも認定こども園の方が高かった。公立と私立を比較すると、「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育」「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援」「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援」については公立、「ク 延長保育事業」と「イ 放課後児童健全育成事業」では私立の方が実施率が高かった。

表1. 実施している事業等の実施率（%）

		全体	保育所	認定こども園	公立	私立
N=		428	342	74	122	285
ク	延長保育事業	85.3	84.5	89.2	73.8	89.8
ケ	障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育	78.5	78.7	81.1	88.5	75.4
エ	地域子育て支援事業としての園庭開放	56.8	52.6	75.7	63.9	54.4
ウ	地域子育て支援事業としての相談業務	54.0	50.3	71.6	53.3	54.0
オ	一時預かり事業	51.2	47.1	70.3	45.9	53.3
サ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援	47.0	48.2	45.9	59.8	42.1
コ	外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援	40.2	40.4	44.6	50.0	37.5
イ	放課後児童健全育成事業	11.0	9.1	20.3	4.1	14.0
ア	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	9.8	10.2	9.5	7.4	11.2
キ	休日・夜間保育事業	7.7	6.1	14.9	5.7	8.8
カ	特定保育事業	5.6	5.8	4.1	2.5	6.7

②実施している事業等の数

本研究で取り上げた11の事業等のうち、いくつの事業等を実施しているかを調べた。全体の平均（標準偏差）は4.5（2.2）であった。t-検定を用いて保育所と認定こども園を比較したところ、保育所の平均は4.3、認定こども園の平均は5.3で、認定こども園の方が有意に多かった（ $p<.001$ ）。同様に公立と私立を比較したところ、公立の平均が4.5、私立の平均が4.5で有意差はなかった。

③実施している事業等の主体、補助金

表2は、事業等の実施主体と補助金の有無の割合を示したものである。「園独自で実施している」については実施率が50%を超えている事業等はなかった。「行政指示で実施している」で実施率が50%を超えていた事業等は、「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（66.7%）」「ク 延長保育事業（63.3%）」「キ 休日・夜間保育事業（60.6%）」「オ 一時預かり事業（59.8%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（57.7%）」「カ 特定保育事業（54.2%）」であった。

補助金について「あり」が50%を超えていた事業等は、割合が高い順に「カ 特定保育事業（79.2%）」「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（76.2%）」「キ 休日・夜間保育事業（69.7%）」「ク 延長保育事業（69.0%）」「オ 一時預かり事業（61.6%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（56.5%）」であった。これらの事業等の実施にあたっては、行政が補助金を交付し、その事業等を推進していることが明らかになった。

一方、「なし」が50%を超えていた事業等は、割合が高い順に「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援」「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援」であった。

（2）園の特徴として、園独自で実施している特別の学習活動

「保護者の要望や子どもの育ちを考え、園の特徴として、園独自で実施している特別の学習活動についてお答えください」として、7つの特別の学習活動について、①実施しているかどうか、②実施に当たり、保護者に費用負担を求めているかどうかを尋ねた。

①特別の学習活動の実施率

表3は、園独自で実施している特別の学習活動の実施率を、全体、保育所と認定こども園の別、公立と私立の別で示したものである。特別の学習活動は全体の実施率の高い順に並べた。カイ二乗検定の結果、保育所と認定こども園、公立と私立で、実施率に有意差（ $p<.05$ ）があった場合は、高い値のフォントを替えた。

全体の実施率が、50%を超えたものはなかった。一番高かった活動は、「シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動（48.1%）」であり、次いで「タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動（39.7%）」が高かった。

保育所と認定こども園を比較すると、「セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動」と「ス 絵画、造形等、

表2 事業等の実施主体及び補助金の選択率（%）

	N	実施主体			補助金		
		園独自	行政指示	無回答	あり	なし	無回答
ク 延長保育事業	365	26.0	63.3	10.7	69.0	13.4	17.5
ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育	336	33.6	57.7	8.6	56.5	23.2	20.2
エ 地域子育て支援事業としての園庭開放	243	46.5	45.7	7.8	31.7	49.0	19.3
ウ 地域子育て支援事業としての相談業務	231	42.9	49.4	7.8	37.7	42.0	20.3
オ 一時預かり事業	219	30.1	59.8	10.0	61.6	23.3	15.1
サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援	201	46.3	44.3	9.5	11.9	63.7	24.4
コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援	172	47.1	44.8	8.1	18.0	56.4	25.6
イ 放課後児童健全育成事業	47	46.8	46.8	6.4	61.7	29.8	8.5
ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	42	28.6	66.7	4.8	76.2	14.3	9.5
キ 休日・夜間保育事業	33	30.3	60.6	9.1	69.7	15.2	15.2
カ 特定保育事業	24	29.2	54.2	16.7	79.2	12.5	8.3

表3. 特別の学習活動の実施率（％）

		全体	保育所	認定 こども園	公立	私立
N=		428	342	74	122	285
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動	48.1	46.5	55.4	29.5	55.8
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動	39.7	38.3	47.3	23.0	46.7
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動	31.8	28.7	44.6	18.0	36.8
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動	25.5	25.7	27.0	13.9	31.2
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動	18.2	17.5	23.0	12.3	20.4
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動	16.1	14.6	25.7	11.5	18.2
ツ	その他の特別の学習活動（具体的に ）	7.7	7.0	10.8	7.4	8.4

図画工作にかかる特別の学習活動」の2項目では認定こども園の方が実施率が有意に高かった（ $p<.05$ ）。

公立と私立を比較すると、「シ スイミング、体操、サッカー等体育的な特別の学習活動」「タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動」「セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動」「ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動」では、私立の方が実施率が有意に高かった（ $p<.05$ ）。

②実施している特別の学習活動の数

本研究で取り上げた7の特別の学習活動のうち、いくつかの活動を実施しているかを調べた。全体の平均（標準偏差）は1.9（1.7）であった。t-検定を用いて保育所と認定こども園を比較したところ、保育所の平均は1.8、認定こども園の平均は2.3で、認定こども園の方が有意に多かった（ $p<.05$ ）。公立と私立を比較したところ、

公立の平均が1.2、私立の平均が2.2で、私立の方が有意に多かった（ $p<.001$ ）。

③特別の学習活動に関する保護者負担

表4は、園独自で実施している特別の学習活動について保護者に費用負担を求めている割合（％）について示したものである。「ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動」については、ほとんどの園が保護者に費用を負担してもらっていることが明らかになった。

（3）保護者の状況に配慮するための対策

表5は、事業等や特別の学習活動を実施する際、保護者の状況に配慮するために立てている対策として選ばれた割合（％）を示したものである。複数回答を認めているので、横に合計しても100％にはならない。まず対策ごとに縦にみていく。

表4. 特別の学習活動について保護者に費用負担を求めている割合（％）

		N	保護者の 費用負担
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動	206	24.3
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動	170	8.2
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動	136	11.8
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動	109	8.3
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動	78	9.0
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動	69	98.6
ツ	その他の特別の学習活動（具体的に ）	33	24.2

①アンケート等で、具体的な需要を独自に調べている
(表では「需要調査」。以下同じ)

事業等に関しては、「イ 放課後児童健全育成事業 (23.4%)」が一番高く20%を超えていたが、それ以外はすべて10%以下であった。多くの保育所等では、アンケート等で具体的な需要を独自に調べていなかった。特別の学習活動に関しても、20%を超えていたものは「ツ その他」だけであった。

②保護者と面談の上、決めている(保護者面談)

40%を超えていた事業等は「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育 (49.4%)」「キ 休日・夜間保育事業 (45.5%)」「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援 (45.3%)」「オ 一時預かり事業 (42.0%)」であった。個々の子どもや家庭に対する特別な支援を必要とするケースに対して面談の上決めていた。特別の学習活動に関しては、すべて10%未満であった。

③保護者の都合に合わせて利用しやすいように、定員枠を流動的にしている(定員枠流動)

この設問では、すべての事業等が25%以下であり、特に保護者の都合に合わせて利用しやすいように、定員枠を流動的にしているということは無かった。特別の学習活動に関しては、すべて10%未満であった。

④保護者の都合に合わせて利用しやすいように、時間を流動的にしている(時間流動)

30%を超えていた事業等はなく、概して、保護者の都合に合わせて利用しやすいように、時間を流動的にしていることはなかった。特別の学習活動に関しては、すべて10%未満であった。

⑤月末などの区切りで、いつでも辞めたり、参加したりできるようにしている(入退自由)

20%を超えていた事業等はあるものの、月末などの区切りで、いつでも辞めたり、参加したりできるような配

表5. 保護者の状況に配慮するために立てている対策の選択率(%)

	実施している(N)	需要調査	保護者面談	定員枠流動	時間流動	入退自由
ア 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	42	2.4	31.0	21.4	16.7	9.5
イ 放課後児童健全育成事業	47	23.4	34.0	21.3	8.5	21.3
ウ 地域子育て支援事業としての相談業務	231	7.4	16.0	13.4	26.8	6.1
エ 地域子育て支援事業としての園庭開放	243	7.8	5.3	16.0	22.2	7.4
オ 一時預かり事業	219	6.8	42.0	18.7	16.4	15.5
カ 特定保育事業	24	4.2	29.2	8.3	12.5	16.7
キ 休日・夜間保育事業	33	9.1	45.5	24.2	18.2	15.2
ク 延長保育事業	365	9.6	20.0	15.6	18.4	21.9
ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育	336	6.0	49.4	5.1	4.2	2.7
コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援	172	7.6	45.3	5.2	5.8	3.5
サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援	201	4.5	39.8	6.5	5.5	2.5
シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動	206	18.9	7.3	1.5	3.4	7.3
ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動	69	14.5	2.9	1.4	4.3	4.3
セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動	136	16.9	5.9	2.9	2.9	5.9
ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動	109	14.7	9.2	1.8	4.6	2.8
タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動	170	12.9	5.9	2.4	4.7	4.7
チ 茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動	78	11.5	9.0	2.6	2.6	5.1
ツ その他の特別の学習活動((2)の「ツ」で記した活動)	33	21.2	0.0	0.0	3.0	3.0

慮はあまりしていなかった。特別の学習活動に関しては、すべて10%未満であった。

次に、事業等や特別の学習活動ごとに数値を横にみていく。横にみて、最も高い値のフォントを変えた。事業等では、「保護者面談」の割合が最も高い事業等（アイオカキケコサ）と「時間流動」の割合が最も高い事業等（ウエ）、「入退自由」の割合が最も高い事業等（ク）に分かれた。特別の学習活動では、全ての活動で「需要調査」の割合が最も高かった。

（４）子どもの福祉を尊重し、生活の連続性の考慮するための職員への対策

表6は、事業等や特別の学習活動を実施する際、子ども（園児）の福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するために立てている職員への対策として選ばれた割合（％）を示したものである。複数回答を認めているので、横に合計しても100％にはならない。まず対策ごとに縦にみていく。

①専任の担当者がいる（専任の担当者）。

事業等に関して、50％を超えている事業等は、「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（83.3％）」「イ 放課後児童健全育成事業（51.1％）」であった。その他

の事業はすべて30％以下であった。「ア」と「イ」は、保育士資格だけでは対応できない専門性が必要な事業である。特別の学習活動に関しては、すべてが20％以下であった。

②職員の中の担当者を決めている（担当する職員）。

事業等に関して、40％を超えている事業等は「ウ 地域子育て支援事業としての相談業務（46.8％）」であった。30％を超えている事業等は「オ 一時預かり事業（38.3％）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（37.8％）」「キ 休日・夜間保育事業（36.4％）」「エ 地域子育て支援事業としての園庭開放（34.6％）」「イ 放課後児童健全育成事業（34.0％）」であった。特別の学習活動に関して、30％を超えている活動は、「ツ その他の特別の学習活動（33.3％）」「ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動（30.3％）」であり、これら以外は20％以下であった。

③職員の中の担当者を園外研修に参加させている（担当者を園外研修）。

事業等に関して、30％を超えているのは、「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（35.4％）」だけであり、これ以外の事業等は30％以下であった。多くの保育

表6. 子どもの福祉を尊重し、生活の連続性の考慮するための職員への対策の選択率（％）

	実施している(N)	専任の担当者	担当する職員	担当者を園外研修	担当者に園内研修	全職員で取り組む	全職員を園外研修	全職員に園内研修	担当は職員以外
ア 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	42	83.3	11.9	21.4	9.5	7.1	0.0	7.1	0.0
イ 放課後児童健全育成事業	47	51.1	34.0	21.3	4.3	14.9	2.1	4.3	0.0
ウ 地域子育て支援事業としての相談業務	231	23.8	46.8	22.1	6.9	12.1	4.3	5.2	1.3
エ 地域子育て支援事業としての園庭開放	243	19.3	34.6	13.2	3.3	25.9	2.1	3.3	0.8
オ 一時預かり事業	219	24.7	38.8	8.2	4.1	33.3	3.2	5.0	0.5
カ 特定保育事業	24	25.0	25.0	12.5	8.3	29.2	8.3	16.7	4.2
キ 休日・夜間保育事業	33	18.2	36.4	0.0	0.0	48.5	6.1	6.1	0.0
ク 延長保育事業	365	11.2	23.0	4.4	2.5	55.3	3.8	6.3	0.5
ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育	336	18.5	37.8	35.4	12.2	44.6	21.4	26.2	2.7
コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援	172	2.3	17.4	9.3	5.2	57.0	10.5	13.4	0.0
サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援	201	4.5	19.9	12.9	4.5	51.2	13.4	17.4	1.0
シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動	206	17.0	8.7	4.4	3.9	11.7	2.4	4.9	63.1
ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動	69	17.4	11.6	13.0	7.2	33.3	10.1	11.6	36.2
セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動	136	19.9	5.1	1.5	1.5	8.8	1.5	0.0	61.8
ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動	109	6.4	30.3	12.8	6.4	26.6	3.7	3.7	16.5
タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動	170	12.9	19.4	11.2	10.6	28.8	9.4	8.8	41.2
チ 茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動	78	17.9	15.4	1.3	3.8	9.0	2.6	2.6	47.4
ツ その他の特別の学習活動(2)の「ツ」で記した活動	33	18.2	33.3	9.1	3.0	18.2	3.0	9.1	33.3

所等で職員の中の担当者を園外研修に参加させていなかった。特別の学習活動に関しては、すべてが15%以下であり、職員の担当者を園外研修に参加させていないことが明らかになった。

④職員の中の担当者に園内研修を行っている（担当者に園内研修）。

事業等に関して、10%を超えているのは「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（12.1%）」だけであり、多くの保育所等で職員の中の担当者に園内研修をするに至っていないかった。特別の学習活動に関しても10%を超えているのは「タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動（10.6%）」だけであり、ほぼ同様に結果であった。

⑤職員全体で取り組むようにしている（全職員で取り組む）。

事業等に関して、50%を超えているのは「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援（57.0%）」「ク 延長保育事業（55.3%）」「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援（51.2%）」であり、40%を超えているのは「キ 休日・夜間保育事業（48.5%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（44.6%）」であった。特別の学習活動に関して、「ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動（33.3%）」は30%を超えていた。

⑥職員全体を園外研修に参加させている（全職員を園外研修）。

事業等に関して、20%を超えている事業は「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（21.4%）」だけであり、多くの保育所などでは、全職員が園外研修に参加するような体制になっていなかった。特別の学習活動に関して、20%を超えている活動はなかった。

⑦全職員に園内研修を行っている（全職員に園内研修）。

事業等に関して、20%を超えている事業等は、「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（26.2%）」のみで、他はいずれも20%以下であった。多くの保育所などでは、全職員に園内研修を行う体制ではなかった。特別の保育活動に関しても、20%を超えている活動はなかった。

⑧非常勤講師・外部講師等、担当を職員以外の者に依頼している（担当は職員以外）。

すべての事業等が10%以下であり、事業等については担当を非常勤講師・外部講師等に依頼することは殆どなかった。特別の学習活動に関しては、60%を超えている活動「シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動（63.1%）」「セ 英会話等、英語にかか

る特別の学習活動（61.8%）」があった。40%を超えている活動として「チ 茶道、華道、書道等日本の伝統文化に関わる特別の学習活動（47.4%）」「タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動（41.2%）」、30%を超えている活動として「ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動（36.2%）」「ツ その他の特別の学習活動（33.3%）」があった。特別の学習活動では「ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動」を除き、より専門的な学習を期待してか非常勤講師・外部講師等の担当者に依頼している保育所等が多いことが明らかになった。

次に、事業等や特別の学習活動ごとに数値を横にみていく。横にみて、最も高い値のフォントを変えた。事業等では「専任の担当者」の割合が最も高い事業等（アイ）、「担当する職員」の割合が最も高い事業等（ウエオ）、「全職員で取り組む」の割合が最も高い事業等（カキクケコサ）に分かれた。特別の学習活動では「担当者は職員以外」の割合が最も高い事業等（シスセタチツ）と「担当する職員」の割合が最も高い事業等（ソツ）に分かれた。

（5）実施にあたり、保育者の専門性の向上のために工夫していること（自由記述）

「このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施するにあたり、保育者の専門性の向上のために工夫されたことがあればお書きください」との設問に対し、自由記述で記入してもらった。130件の記入があった。それらの内容を分析したところ、①園内・園外研修、②定期的に外部講師に依頼（特別の学習活動）、③園独自の取り組み、④職員間の連携、⑤専門家との連携、⑥外部講師による研修、⑦保護者との連携、⑧その他の8つのカテゴリーに分類することができた。以下ではそれぞれについて述べる。

①園内・園外研修

「園内・園外研修に取り組んでいる」と記述のあった園は57件で「園外の研修に積極的に参加し、そこで得た学びを園内研修において職員と情報共有している」という内容がほとんどであった。様々な需要に対する事業や特別の学習活動を実施するために、園では保育者が研修に参加し、そこでの学びを園内で共有して専門性の向上を図るよう工夫している園があると言える。また、毎年決まった研修に継続して数名参加できるよう工夫している園や、器楽等の担当を決めて研修に参加しているという園もあった。

②定期的に外部講師に依頼（特別の学習活動）

特別な学習活動のために定期的に外部講師に依頼していると記述した園は16件であった。特別な学習活動の内

容は「英語や音楽、体操教室、水泳、サッカー教室」などであり、保育時間中に実施しているものもあれば降園時間を過ぎてから実施しているものもあった。英語や音楽、体育等より専門的スキルが求められる活動については、専門家である外部講師に任せているという園がほとんどであり、保育者は子どもと共に参加して指導内容を学んで保育の中で実践したり、外部講師に保育者への研修や指導を行ってもらったりして、保育者のスキルアップにつなげているという園もあった。

③園独自の取り組み

園独自の取り組みとしては、「外国籍児童が40%を超えているため、外国語の園の説明書やパンフレットを作成している」「外国籍の子どもに合わせて母国語でコミュニケーションがとれるように園内研修に取り組んでいる」など、14件の記述があった。日本で生活する外国人は今後も増えることが想定され、園でも外国籍の子どもの受け入れや保護者への対応が必要になってくると思われる。今後、言語や文化の理解、対応の仕方に関する研修や工夫が求められると考えられる。いくつかの園では、それぞれ工夫し在籍している子どものニーズに合わせた取り組みを行ったり、園独自の特徴を打ち出そうとしたり、業務をスムーズに遂行するための方策がとられていることが明らかになった。

④職員間の連携

職員間の連携については12件の記述があった。内容は、小グループでの自己評価の定期的な実施や、グループごとのミーティングでのケース会議等で情報共有を行っているというものであった。中には、「ノーコンタクトタイム制度を導入し、勤務時間のうち1時間だけではあるが子ども（保育）と完全に離れて保育記録や行事準備等に専念できる時間の確保を図っている」とする園もあり、このような時間を連携の前提として位置づけるなど、様々な工夫を凝らし、職員間の連携を図っている園もあることが示された。

⑤専門家との連携

専門家との連携については7件の記述があり、内容は「障害や発達上の課題を持つ子どもに対する支援」について専門機関と連携をとったり、専門家が園児への発達支援を行っている時に担任も同席して学んでいるというものであった。また、不適切な養育が疑われる家庭支援に関して、市の虐待防止対策委員会に参加して研修を受けているという記述もあった。

⑥外部講師による研修

外部講師による研修を行っているという記述が6件あった。内容は「障害や発達支援」に関するもので、全職員への園内研修を実施すると同時に園児への指導も依

頼し、職員も同じような指導ができるよう取り組んでいるという園や、研修の年間計画に盛り込んでいる園、障害のある子どもの保護者にも研修の場を設けているという園もあった。

⑦保護者との連携

保護者との連携を行っているという記述が4件あった。内容は障害や発達支援についての研修会に保護者も一緒に参加してもらったり、1年間の子どもの育ちをパワーポイントを使って可視化したり、特別な学習活動の成果を参観日や発表会で見てもらうなどして保護者との連携を図っているものであった。

⑧その他

「その他」に分類した意見には、「英語の先生に依頼して『遊びながら英語に親しむ』ことをしたいが職員の同意が得られない」「特別な活動をするというよりは様々な経験を重ねることを大切にしている」「要求に応えるばかりでなく、それぞれの時期に大切なことを経験させたい」「特別な活動は必要がないと考えている」「保育士不足が深刻で研修や特別な活動どころではない」といったものが記述されていた。

これらのことから、記述された件数は少ないものの、様々なニーズに対応することが求められているなか、保育者は研修に参加したり、保育者同士で学び合ったり、専門家と連携をとるなどしてスキルアップや専門性の向上に努めていることが明らかとなった。

（6）子どもの福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するための場所や時間への対策

「このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施する際、子ども（園児）の福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するために、場所や時間等への次のような対策を立てていますか？ 立てている対策の全てに○をつけて下さい」と求めた。表7は、子どもの福祉を尊重し生活の連続性を考慮するための時間や場所についての対策として選択された割合（%）を示したものである。まず対策ごとに縦にみていく。

①通常の教育や保育とは別に、専用の場所がある（場所：専用）

事業等に関して、80%を超えていたのは、「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（81.0%）」で、これ以外は40%以下であった。「病児保育事業（病児・病後児保育事業）」の多くが専用スペースで行われている。特別の教育活動に関して、「シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動（22.3%）」と「チ 茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動（21.8%）」では20%を超えていた。

②通常の教育や保育と、同じ場所で実施している（場所：通常）

事業等に関して、50%を超えていたのは、選択率の高い順に「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援（76.2%）」「ク 延長保育事業（75.6%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（73.8%）」「キ 休日・夜間保育事業（69.7%）」「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援（62.2%）」「カ 特定保育事業（58.3%）」「オ 一時預かり事業（58.0%）」であった。多くの事業等が通常の教育や保育と、同じ場所で実施されていると言える。特別の学習活動に関しては、すべての活動が50%以上であった。半数以上の保育所等では特別の学習活動は、通常の教育や保育と、同じ場所で実施されていることが明らかになった。

③専用の場所を設けているが、子どもの状況に合わせて、通常の教育や保育と同じ場所も使用している（場所：併用）

いずれの事業等、特別の学習活動でも、高い値はなかった。

④専用の時間を設けてその時間だけ実施している（時間：専用）

事業等に関して、30%を超えていたのは「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（31.0%）」、20%を超えていたのは、選択率の高い順に、「カ 特定保育事業（25.0%）」「イ 放課後児童健全育成事業（23.4%）」「エ 地域子育て支援事業としての園庭開放（22.2%）」「オ 一時預かり事業（21.5%）」であった。多くの保育所等では、専用の時間を設けていないことが明らかになった。特別の学習活動に関して、30%を超えていたのは「シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動（32.5%）」と「セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動（31.6%）」で、これ以外は、30%以下であった。

表7. 子どもの福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するための時間や場所への対策の選択率(%)

	実施している(N)	場所			時間		
		専用	通常	併用	専用	通常	併用
ア 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	42	81.0	4.8	9.5	31.0	42.9	9.5
イ 放課後児童健全育成事業	47						
ウ 地域子育て支援事業としての相談業務	231	32.9	27.7	17.3	23.4	28.6	17.7
エ 地域子育て支援事業としての園庭開放	243				22.2	17.7	9.9
オ 一時預かり事業	219	22.4	58.0	13.2	21.5	47.9	10.0
カ 特定保育事業	24	8.3	58.3	12.5	25.0	58.3	0.0
キ 休日・夜間保育事業	33	21.2	69.7	0.0			
ク 延長保育事業	365	4.7	75.6	9.0			
ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育	336	2.7	73.8	7.1	1.8	59.2	5.4
コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援	172	1.7	76.2	2.9	1.2	60.5	4.1
サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援	201	4.0	62.2	6.5	2.0	50.2	7.5
シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動	206	22.3	59.2	9.2	32.5	45.1	3.4
ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動	69	2.9	79.7	2.9	15.9	53.6	7.2
セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動	136	2.9	78.7	5.9	31.6	41.9	2.2
ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動	109	3.7	74.3	1.8	15.6	47.7	5.5
タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動	170	4.7	78.8	6.5	20.6	52.4	5.3
チ 茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動	78	21.8	62.8	3.8	25.6	51.3	1.3
ツ その他の特別の学習活動((2)の「ツ」で記した活動)	33	18.2	51.5	6.1	21.2	48.5	6.1

⑤通常の教育や保育の時間の中で実施している（時間：通常）。

事業等に関して、50%を超えていたのは、選択率の高い順に、「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援（60.5%）」「ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育（59.2%）」「カ 特定保育事業（58.3%）」「サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援（50.2%）」であった。40%を超えていたのは、「オ 一時預かり事業（47.9%）」と「ア 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（42.9%）」であった。これら以外は、30%以下であった。比較的多くの事業等は、通常の教育や保育の時間の中で実施していることが明らかになった。特別の学習活動に関しては、すべてが50%以上であった。半数以上の保育所等では、特別の学習活動は通常の教育や保育と同じ時間で実施されていた。

⑥専用の時間を設けているが、子ども状況に合わせて、通常の教育や保育と同じ時間の中で実施も可にしている（時間：併用）。

いずれの事業等、特別の学習活動でも、高い値はなかった。

次に、事業等や特別の学習活動ごとに数値を横にみていく。場所、時間別に横にみて、最も高い値のフォントを変えた。場所に関して、事業等では「場所：専用」の割合が最も高い事業等（アウ）、「場所：通常」の割合が最も高い事業等（オカキクケコサ）に分けられた。特別の学習活動では、全ての活動が「場所：通常」の割合が最も高かった。時間に関しては、事業等では「エ 地域子育て支援事業手の園庭開放」では「時間：専用」の割合が最も高かったが、これ以外の事業等並びにすべての特別の学習活動では「時間：通常」の割合が最も高かった。

2) 多様化する保育・教育ニーズへの対応に影響する要因の分析

多様化する保育・教育ニーズへの対応に影響する要因を探索的に検討するために、本研究では新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、新しい指針等）に関する研修を取り上げた。そして、「新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、新しい指針等）に関する研修についてお尋ねします。該当するものすべてに○をつけて下さい。」として、次の8つの項目を示した。

- a. 新しい指針等を配布した。（表8、図1、2では「指針等配布」と表記。以下同じ）
- b. 新しい指針等の解説を配布した。（解説配布）
- c. 新しい指針等の読み合わせをした。（指針等読み合わせ）

d. 新しい指針等の解説の読み合わせをした。（解説読み合わせ）

e. 職員を外部研修に参加させた。（職員を外部研修に）

f. 職員を外部研修に参加させ、園内研修で学びを共有した。（外部→内部研修）

g. 現在、研修を計画している。（研修計画中）

h. 職員の自主性に任せている。（自主性任せ）

（1）新しい指針等に関する研修と各事業等及び特別の学習活動の実施率との関係

各項目に対して○がついた園とついていない園で、事業等や特別の学習活動の実施率を比べた。表8は、カイ二乗検定の結果が有意であった組み合わせのみ、その結果を示したものである。例えば、「指針等配布」の列の「オ 一時預かり事業」には「○>×」と示されている。このことは次の内容を示している。「a. 新しい指針等を配布した。」に○がついていた調査票は225票で、ついていなかった調査票は203票であった（人数（○/×）参照）。前者と後者で「オ 一時預かり事業」の実施率を比較したところ、前者の実施率は55.1%、後者の実施率は46.8%で、前者の方が後者よりも実施率が高い傾向が見られた（ $p<.10$ ）。「○>×」の文字サイズについて、小さいサイズはその傾向（ $p<.10$ ）があり、中くらいのサイズは5%水準（ $p<.05$ ）、大きなサイズは1%水準（ $p<.01$ ）で有意さがみられたことを示している。

もう1例あげる。「c. 新しい指針等の読み合わせをした。」に○をつけた回答者のグループ（ $N=126$ ）とつかなかった回答者のグループ（ $N=302$ ）を比べると、前者の方が後者よりも「ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動」を行っている割合が有意に高かった（ $p<.01$ ）。

まず表8を縦にみて分析する。最も多くのセルに「○>×」などの結果が入っているのは、「指針等読み合わせ」であり、7つの事業等や特別の学習活動に関係していた。指針等の読み合わせをするかどうか、多様化する保育・教育ニーズへの対応に関係が深いと言える。次いで「外部→内部研修」も、7つの事業等や特別の学習活動に関係していた。しかしながら「一時預かり事業」で「×>○」になっているなど、直線的な関係ではない。「職員を外部研修に」も6つの7つの事業等や特別の学習活動に関係していた。

「指針等を配布」と「研修を計画中」は、いずれも1つの事業等や特別の学習活動にしか関係しなかった。「自主性任せ」は2つの事業等や特別の学習活動に関係していたが、一方は「×>○」になっているなど、関係があるとは言えない。

次に表8を横にみて分析する。最も多くのセルに「○>×」などの結果が入っているのは、「コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援」であり、5つの研修方法に関係していた。これに対して、「イ

放課後児童健全育成事業」「キ 休日・夜間保育事業」「ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動」は、セルに全く結果が入っておらず、関係していなかった。

(2) 新しい指針等に関する研修と事業等や特別の学習活動の実施数との関係

図1は事業等、図2は特別の学習活動の実施数の平均を研修に対する回答別に示したものである。事業等につ

表8. 指針の研修と事業等及び特別の学習活動の実施率の関係に関する検定結果

	人数(○/×)	指針等配布 225/203	解説配布 165/263	指針等読み合わせ 126/302	解説読み合わせ 85/343	職員を外部研修に 302/126	外部→内部研修 253/175	研修計画中 84/344	自主性任せ 60/368
ア 病児保育事業(病児・病後児保育事業)							○>×		
イ 放課後児童健全育成事業									
ウ 地域子育て支援事業としての相談業務				○>×					
エ 地域子育て支援事業としての園庭開放						○>×			
オ 一時預かり事業		○>×					×>○		
カ 特定保育事業									○>×
キ 休日・夜間保育事業									
ク 延長保育事業				○>×					
ケ 障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育			○>×			○>×	○>×		
コ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援			○>×	○>×	○>×	○>×	○>×		
サ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援					○>×	○>×	○>×		
シ スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動				○>×		○>×			
ス 絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動									
セ 英会話等、英語にかかる特別の学習活動					×>○			○>×	
ソ ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動				○>×					
タ 楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動			○>×	○>×			○>×		
チ 茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動				○>×					
ツ その他の特別の学習活動(2)の「ツ」で記した活動)						○>×	○>×		×>○

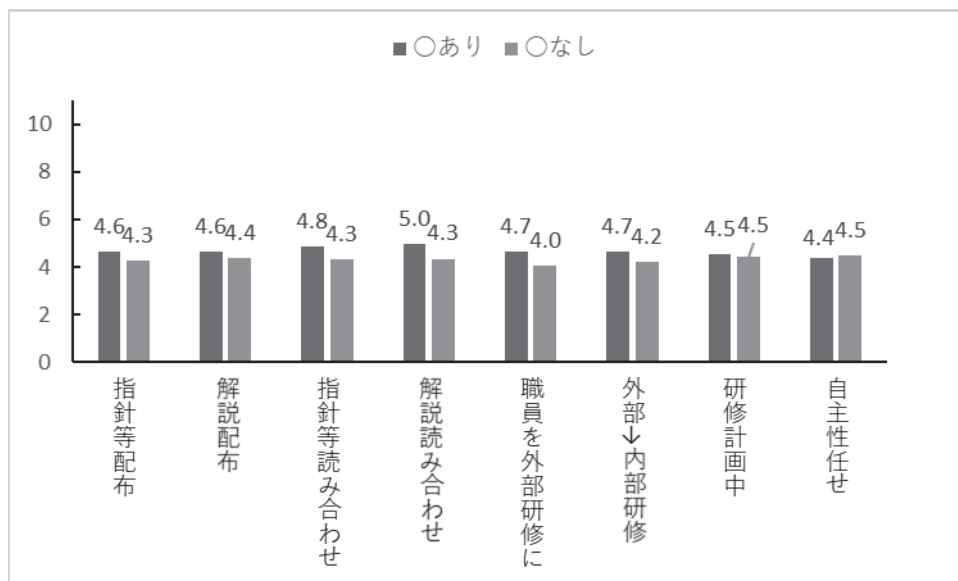


図1. 研修の状態別にみた事業等の平均実施数

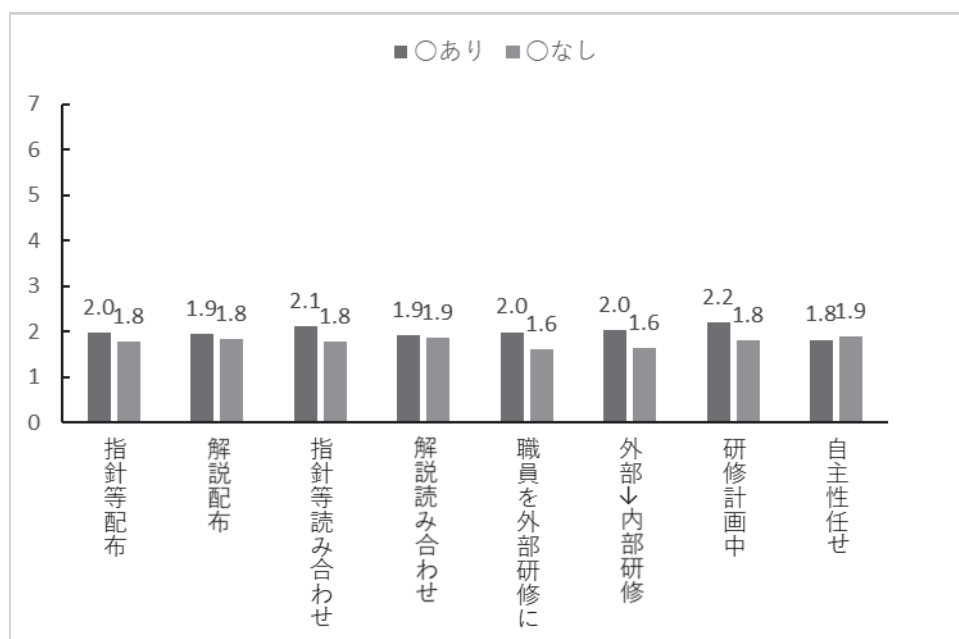


図2. 研修の状態別にみた特別の学習活動の平均実施数

いて、研修計画中と自主性任せを除くと、数値的には○がつけた回答者のグループの方がつかなかった回答者のグループよりも実施数が多かった。t検定を行ったところ、「指針等読み合わせ」「解説読み合わせ」「職員を外部研修に」「外部→内部研修」では前者の方が後者よりも有意に多くの事業等を実施していた ($p < .05$)。

特別の学習活動について図2をみると、顕著な差は「職員を外部研修に」「外部→内部研修」「研修計画中」の3つの活動であった。「職員を外部研修に」「外部→内部研修」についてはt検定の結果が有意であった ($p < .05$)。

Ⅲ. ヒアリング調査

1. 社会福祉法人博乃会認定こども園日吉台保育園

- ・所在地 高槻市日吉台1番町25-1
- ・訪問日 平成30年12月8日(土) 10:30～
- ・ヒアリング対応者 理事長 河西良雄氏
南平台保育園園長 河西佳代子氏
- ・調査者 吉岡眞知子

1) 園の概要

当該保育園は1976年(昭和51年)に社会福祉法人を設立し日吉台保育園を開設。その後、高齢者施設や事業に取り組むとともに、新しく2保育園を開設し、地域福祉に取り組んできている。JR高槻駅から北に1.5kmの新興住宅の高台に位置し、広い園庭を有する落ち着いた環境にある。0歳から5歳までの乳幼児期は生涯にわたる人間形成の非常に重要な時期と考え、「知育・体育・徳育」の3本の柱を基に頭のよい子に、心豊かな子に、意欲あ

ふれる子に、バランスよく育てて、自己を十分発揮しながら活動できるように保育方針を示している。

定員は0歳児12人、1歳児21人、2歳児21人、3歳児27人、4歳児27人、5歳児27人(内3、4、5歳児は各1号認定5人を含む)計135人。職員は、園長、保育士(主任を含む)20人、調理員3人。開園時間は平日7時から19時まで、土曜日は7時から6時までとなっている。2階建て園舎でセキュリティを考え広いエントランスでの玄関送迎を基本としている。室内1階に広い温水プールを、2階には遊戯室(ホール)やランチルームを用意し、南側には運動場と思えるくらいの広々とした園庭がある。

2) 実施している事業等

- ・特別事業…障害児保育、一時預かり保育、延長保育事業、学童保育事業
- ・園独自の特別保育(特色のある保育・教育)
特色ある保育・教育については次のように考えてられている。

園の保育方針である、「知育・体育・徳育」の3本の柱を基に①頭のよい子に、②心豊かな子に、③意欲あふれる子に、バランスよく育てて自己を十分発揮しながら活動できることを実現するため、保育カリキュラムに次の内容を入れて計画し、特別なこととしてではなく日々の保育として3歳以上の設定保育で取り入れている。3歳未満児については、その基礎となる内容を意識してカリキュラムを編成している。

内容: ①英語 ②サッカー ③ダンス ④絵画 ⑤音楽 ⑥体育 ⑦スイミング ⑧ワーク(ドリ

ル) 指導 ⑨5歳児は月2回英会話

外部講師を招いて3歳以上児が、毎日時間を設定し実施している。外部講師は地域の方を中心に大学教員等の専門家にお願いしているが、サッカーについては理事長が自ら担当されている。

費用：特に保護者からの徴収はしないが、スイミングについては、水道代、光熱費として1回300円を徴収している。高槻市から単独の補助金があり、人件費がマイナスにならないよう考え、地元の方の応援を得ている。

3) 実施計画

①一日の生活

	乳児	幼児
7:00		
	自由遊び	自由遊び
9:00	おやつ	体操
	体操	
10:00	設定保育	設定保育
11:00		設定保育
12:00	給食	給食
13:00		
	午睡	午睡
14:00		
15:00	おやつ	おやつ
16:00		
	自由遊び	自由遊び

②設定保育

*集中して学ぶことを目指している。「動」の活動と「静」の活動を意識し、前半を「動」、後半を「静」としている。

	「動」の活動 10:00~10:30	「静」の活動 10:40~11:10
月	ダンス、絵画(隔週)	音楽
火	スイミング(5歳児)	ドリル学習(担任)
水	サッカー	〃
木	スイミング(3、4歳児)	〃
金	体育	〃
土	異年齢児保育	異年齢児保育

*3歳未満児については、見る、触れる経験を通し、感性、感覚が育つように、感じることを大切に設定保育の内容を工夫している。

4) 面接調査で得た情報

①理事長より

私立保育園の生き残りを常に考えなければならない。保護者のニーズや、日中家庭にいないで働いている保育園を利用する保護者の願いをくみ取り、子どもの成長を考え、保育園でできることを工夫し考えていかなければならない。

3、4、5歳の子どもの成長に関わり、この時期に大切にしなければならないことは「豊かな表現力」を育てることだと考えている。保育士の力量を考えると、専門家にお願いする必要があると考えている。出来栄えや、上位の目標を立て行うのではなく、全員が豊かに経験できる環境をつくることに意味がある。入園した子どもたちに豊かな経験をさせたいと考え、このような事業を実施している。

②園長より

*ドリルは、本を読んだり、ワークに取り組んだりして各自、自分のペースで興味を示し進めている。集中力が養われ、目標を持って楽しんで取り組んでいる。

*「動」の活動は、専門の講師を招いているが、保育士が子どもへの個別指導を行っている。そして、専門家から指導法を学ぶ場となり保育技術の研修の場となっている。

*午後の遊びは、子どもと話し合い考えている。

5) ヒアリング調査から学んだこと

働く保護者とその子どもを支える保育所保育等において、子どもの成長と共にその時期に経験をさせたいと思うことが、時間的に十分にできない現状があり、そのような親の願いに応えるには、保育園でそれを補うことができるかを考え、それを「特別保育」として園で取り入れ、親のニーズに応えようとしておられる。

乳幼児期の人格形成の重要な時期に、感性や表現力、体力、集中力の基礎を育むために「できる」「できない」という到達を意識するのではなく、「経験すること」経験を通し育むことを目的に特別な学習活動をカリキュラムに組まれている。講師の方も、地域のつながりの中で園の教育の趣旨を理解し指導にあたり、保育士（担任）は子どもの実態が分かっているため個別への援助をするという連携体制での指導である。子どもたちは、生き生きと自分を表現し楽しんで取り組んでいる。

保育士は、専門家の指導を見ながら、自分自身の保育技術向上にもつながり、研修の場としても効果的であるということである。特別保育の目的を明確にし、保育所保育指針等の教育の部分をどのように具体化するかを考えながらカリキュラム編成し、保育士との連携のもと実施されている点は非常に特徴的で子どもたちは主体的に活動している。

2. 社会福祉法人 わかば福祉会幼保連携型認定子ども園 しんでん保育園

- ・所在地 富山市八尾町新田236-2
- ・訪問日 平成30年12月11日（火）10：00～
- ・ヒアリング対応者 園長 杉林聡美氏
副園長 高稲純代氏
- ・調査者 水上彰子

1) 園の概況

富山市の中心から西方面に位置した穏やかな棚田の中腹にあり、周辺は兼業農家、新興住宅、企業団地がある。わかば福祉会は8事業施設運営。定員は145名（内1号認定15名）で現在150名在籍。職員は園長、副園長、主幹保育教諭2名、副主幹保育教諭3名、保育教諭15名、看護師1名、用務員3名、栄養士1名、調理員2名、臨時保育教諭4名、短時間保育教諭10名、保育助手4名、事務員1名、合計48名。開園日・開園時間は月曜日～土曜日7:00～20:00、日曜日・祝日7:00～18:00。建物は鉄筋コンクリート平屋一部鉄骨造りである。

2) 実施事業など

延長保育、休日保育、一時保育、親子サークル、マイ保育園、プレパパ・プレママ体験会

平成27年度から幼保連携型認定こども園となる。教育・保育内容の特色は保育教諭が主に教育・保育活動を進める。3歳以上児の学級編成は、1号認定と2号認定の子どもが一緒に過ごし、年齢別の教育・保育活動をし、異年齢交流活動もする。

活動の特色として・プール教室（4、5歳児）・体育指導（3、4、5歳児）・絵画教室（4歳児）、英語教室（5歳児）・お茶のおけいこ（5歳児）・お話しの会（3、4、5歳児）の他、4歳児はナイト保育、5歳児は四季折々の自然体験や一泊二日のお泊り保育等を取り入れている。

3) 面接調査内容

・特色ある教育・保育内容について

①お話しの会 月1回（3、4、5歳児）指導者は地域ボランティア

いろいろな世界に触れ、知的好奇心を刺激、想像力、語彙力とともに感性豊かな子どもの育ちと、絵本に関心をもつきっかけとなるよう取り入れている。

八尾お話しの会と年2回富山市から派遣されるボランティアにより、前期は4、5歳児、後期は3歳児が経験する。「エルマーの冒険」の読み聞かせは5歳児にとって非常に興味と関心が強く深くなり、生活発表会の劇ごっこに発展した。玄関フロアーに設けられた絵本コーナーでは日常的に園長が、降園時は親子での読み聞かせが増え、家庭への絵本貸出し数が多くなった。また、絵本の専門家を招いて『子育てと絵本～「絵本のちから」～を感じよう』のテーマで保護者と職員のための講演会を開催するなど、職員研修に力を注いでいる。

②英語教室 月1回（5歳児）指導者は地域在住の外部講師

英語という言葉を知り親しむことを目的に、遊びながら楽しんでいる。地域の英会話教室の先生が役割を担い、小学校教育の連続性に繋がれば喜ばしいと、保育者と講師が共通した思いをもっている。ぬいぐるみを使い、ゲームや歌を楽しみ新しい言語が日常会話で使われている。

③絵画教室 月1回（4歳児）指導者は地域在住の外部講師

5歳児は創造力や表現力が一段と高まり、自分の力で表現するので、前段階の4歳児を対象にしている。写実的なことや上手に描くことを教えるのではなく自由に表現できる環境を整えることが教室のねらいである。のびのびと表現する4歳児は魅力的であるという地域の日展作家が役割を担い、子ども達は造形や絵をかくことを楽しんでいる。

④プール教室 年5回（4、5歳児）指導者は外部講師

水に親しみ丈夫な身体になると同時に、体力も自然に身につくことから、地元の体育施設で施設専属コーチ指導の下、水泳を楽しんでいる。

参加した子どもは施設利用料90円を支払う。体調によって不参加の場合は支払わない。法人の園バス（無料）で送迎を行っている。春季から水に親しんでいるので、夏の園でのプール遊びは活発である。職員は事前に施設専属コーチから水遊び指導の研修を受講し研修している。

⑤体育指導 月1回（3、4、5歳児）副園長と各担任運動好きな子どもになってほしいと、体育指導年間計

画を立案し月1回体育指導を実践している。副園長がリーダーとなって体育指導ゼミを開催しPDCAを実践している。担任は、運動会種目の課題のみを取り上げるのではなく、各年齢、その年の子どもの特徴、これまでの子どもの育ちを考慮して具体的な活動を部分案に記述して提示、実践、評価反省、課題把握、課題会議、実践を繰り返している。園内研修として取り組む体育指導である。

⑥お茶のおけいこ 月1回（5歳児） 指導者は法人職員

日本の伝統文化に触れること、美味しいお菓子とお茶を楽しむことをねらいとして、少人数で体験できるように工夫している。卒園前に職員や年中児を招待したおもてなし体験は、子どもの自信につながっている。

施設周辺は田畑に囲まれ日常的に美しい自然に恵まれた環境にある。保育内容は活発で、上記の他、ナイト保育、国立立山少年自然の家で四季折々の自然体験、一泊二日お泊り保育、来拝山登山、海岸でザリガニ取りなど、全身で体感できる活動の取り組みがあった。保育ニーズに関する需要把握は、入園説明会、おたよりなどで意向を把握しているが、ご意見があればいつでもお話してほしいことを保護者に伝えている。外部講師による教室はいずれも保護者の費用負担は無く、また、県内の公共施設を十分活用し、子どもの生きる力を育む教育・保育内容の充実が図られている。

4) ヒアリング調査で学んだこと

当該園は平成21年度に公立から民間委託されて10年が経過し、平成27年度から認定こども園として歩んでいる。地域の保育園として地域の方々に見守り育てていただいていることを基盤に、一層の教育・保育内容の充実が図られている。園内研修では、教育・保育内容を含み、体育指導ゼミ、行事の充実ゼミ、乳児保育ゼミがあり、職員が選択して参加し、研鑽を積み、〈全体ゼミ、職員園内研修〉のファイルにこれまでの歩みが綴じられている。

また、新卒から経験3年の職員による「若手ゼミ」は、アートのワークショップや離乳食を作って食べようなど、月に1回自分たちで企画した内容で学び合い、夏には「若手キャンプ」を開催して若手育成が図られており、法人内各施設職員の交流も活発である。子どもに無理なく、楽しく取り組める教育・保育内容を実践するには、地域性、子どもの育ち、子どもにとって良い活動を見極めて取り組もうとする向上心ある職員の育成と、働きやすい職場環境を整えてこそできることを学んだ。

IV. 総合考察（提言）

1. 結果の概要

本研究の結果、以下のことが明らかになった。

- ①保育・教育ニーズに対応するために多くの保育所・認定こども園が様々な事業や特別の学習活動（以下、事

業等）を実施している。

- ②認定こども園と保育所を比べると、前者の方が後者よりもよく取り組んでいる事業等がある。公立園と私立園を比べると、公立園の方が良く取り組んでいる事業等もあれば、逆に私立園の方が良く取り組んでいる事業等もある。
- ③行政指示の事業等もあれば、園独自の事業等もある。補助金がある事業等もあれば、ない事業等もある。保護者に費用負担を求める事業等もある。
- ④事業等の実施にあたり、保護者に面談をしたり、需要調査をしたり、定員枠や時間を流動的にするなどの工夫がなされている。
- ⑤事業等の実施体制として、専任の担当者を置く事業等もあれば、担当する職員を決めたり、全職員で取り組む体制を取っている事業等もある。担当者を園外研修に参加させるなど専門性を高める取組も実施されている。職員以外に担当を任せる外部講師の事業等もある。
- ⑥指針等の読み合わせをしたり、職員が外部研修に参加したり、その学びを園内研修で共有したりするなどの研修が事業等の実施を支えている。
- ⑦ノーコンタクトタイム（子どもと接しない時間。考える時間、記録を書く時間、指導計画を練る時間、教材研究の時間等）制度を導入したり、専門機関や役所の担当者との連携を強めたりしている園もある。
- ⑧ヒアリング調査では、両園とも、保護者のニーズを把握し、園が無理なくそのニーズに応じることができる内容を考え実施している。実施にあたり地域の方々との連携のもと、地域性も生かした内容で実施している。徴収金等もなく保護者負担が無いよう配慮されている。日常の保育の一環として取り組まれているため、子どもたちも無理なく自然に活動に参加することができ、教育効果を挙げている。それと共に、講師の方々の指導方法等を職員が学ぶ機会になり、職員研修の機会となっている。

2. 多様化する保育・教育ニーズへの対応に必要なこと

これらの結果は、多様化する保育・教育ニーズに対応するためには、次の3つのことが必要であることを示唆している。すなわち、(1) 事業等を実施するための準備、(2) 実施している事業等を継続していくための評価、(3) 事業等を改善するための専門性の向上が必要であることを示唆している。以下、それぞれについて、本研究に関連付けて「資源」という語をキーワードにして述べる。

(1) 事業等を実施するための準備

事業等のねらいを明記しておくことが必要である。たとえ行政指示であっても、人的、物的、空間的、時間的資源を使うことである。ねらいを達成するために、これらの資源をそこに割けるかどうか。特別の学習活動の場

合は、需要調査がねらいを明文化するのに役立つ。ねらいは、次の評価にも関係する。

（2）実施している事業等を継続していくための評価

一度始めた事業等は、ニーズがある限り中止することは困難である。しかし、資源を使うことが、次第に困難になってくる。ニーズが増えてくるからである。上記の「ねらい」に沿った評価を行うことで、ねらいの達成度を確認でき、PDCAサイクルに乗せることができる。なお、評価にかける時間も資源である。ノーコンタクトタイム制度などの活用で確保することが必要である。

（3）事業等を改善するための専門性の向上

「ねらい」が事業等ごとに異なるように、求められる専門性も事業等ごとに異なる。例えば、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援と音楽にかかる特別の学習活動では求められる専門性が異なる。そこでまずはニーズに応じた専門性を明確にすることが必要である。次にその専門性を高めるための研修を行う。研修には人的、物的、空間的、時間的資源が求められる。

3. 本研究の発展

以上のように「資源」をキーワードにすると、多様な教育・保育ニーズへの対応が可能になる。ここで、人的資源に焦点を当てて、本研究の発展を考えてみる。人的資源とは、多様な教育・保育ニーズに、誰が対応するのかにかかわることである。子どもや保護者に関わるニーズであれば、まずは保育者が対応することになる。保育分野における人材不足（厚生労働省、2017；保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて）を前提とすると、この資源の確保が最も困難と想定される。

まずは各保育・教育ニーズに求められる専門性を特定する研究が必要である。例えば、外国籍家庭の子どもに対応するためには、当該国の言語で保護者と情報を伝え合うことが必要かもしれない。人工知能の発展によって翻訳機が開発されていたり、インターネットを活用することで単語の置き換えが可能になっていたりする。しかし、例えばそのような物的資源があっても、それを使いこなす資質や能力が保育者には必要である。専門性にそのような資質・能力を加えることが求められる。

2つめは、その専門性をいつ、どのように身につける

かに関する研究が必要である。このうち「いつ」にあたる、身につける時期に関しては養成段階と現職段階が考えられる。養成段階では、例えば乳児保育など、ニーズが全国規模で大きくなった場合は授業を充実させることで対応できる。しかし、それほどニーズが大きくない場合や特定の地域に偏る場合、さらにニーズが変化する場合、授業では対応できない。適応的熟達者（Hatano, 1982；Hatano & Inagaki, 1986）を養成していくしかない。

現職段階では研修が求められる。多様化する保育・教育ニーズへの対応に関する研修としては、保育士等キャリアアップ研修の実施について（雇児保発0401第1号 平成29年4月1日）の「保護者支援・子育て支援」の分野が該当する。その内容としては「関係機関との連携、地域資源の活用」が当てはまる。事業等を行うにあたっては、まずはこのような研修を受けることが望ましい。少なくとも研修テキスト（例えば矢萩, 2018）を独習することが求められよう。研修の成果を示すことが研究になると期待される。

最後は、専門性の向上とニーズに対する満足度との関係を調べる研究が必要である。例えば、「保護者支援・子育て支援」の分野別リーダーが在職する保育所等と在職しない保育所等を比較して、前者の方が後者よりも、より多くの保育・教育ニーズに対応しているかどうか、事業等を受けた子どもや保護者が満足しているかどうか等を調べるのが望まれる。もし両者に差がないようであれば、保育・教育ニーズが多様化しても保育者等の専門性は変わらないという結論が出よう。

文献

- Hatano, G. (1982) Cognitive consequences of practice in culture specific procedural skills. The quarterly Newsletter of the Laboratory of Comparative Human Cognition, 4, 15-18.
- Hatano, G., & Inagaki, K. (1986) Two courses of expertise. In H. Stevenson, H. Azuma, & K. Hakuta (Eds.), Child Development and Education in Japan (Pp 262-272). Freeman & Co.
- 矢萩恭子編（2018）保育士等キャリアアップ研修テキスト 6 保護者支援・子育て支援 中央法規

多様化する保育・教育ニーズに対応するための保育者の専門性の向上に関する研究

I. あなたの園のことについてお尋ねします。該当するものに○をつけて、数字を入れて下さい。

(1) 園の種別は ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園

(2) 園の運営主体は ア 公立 イ 民間

(3) 園の定員は（平成30年9月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員							
現員							

II. 新しい保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、次の一文が入りました（括弧内は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の記述）。

保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育（教育及び保育）の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子ども（園児）の福祉が尊重されるよう努め、子ども（園児）の生活の連続性を考慮すること

貴園では、このような需要に対して、どのような事業や支援等（以下、事業等）を実施していますか。

(1) 実施している事業等についてお尋ねします。

A 実施しているものに○をつけてください。

B 実施している事業等は、次のどれに当たりますか。どちらかに○をつけて下さい。

① 園独自で行っている。 ② 行政からの指示で行っている。

C 実施している事業等の行政などからの補助金の有・無について、どちらかに○をつけてください。

	事業等	A 実施しているものに○	B ①(園独自) または②(行政指示)を選択	C 補助金の有無を選択
ア	病児保育事業（病児・病後児保育事業）		① ②	有 無
イ	放課後児童健全育成事業		① ②	有 無
ウ	地域子育て支援事業としての相談業務		① ②	有 無
エ	地域子育て支援事業としての園庭開放		① ②	有 無
オ	一時預かり事業		① ②	有 無
カ	特定保育事業		① ②	有 無
キ	休日・夜間保育事業		① ②	有 無
ク	延長保育事業		① ②	有 無
ケ	障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育		① ②	有 無
コ	外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援		① ②	有 無
サ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援		① ②	有 無

(2) 保護者の要望や子どもの育ちを考え、園の特徴として、園独自で実施している特別の学習活動についてお答えください。

A 実施している特別の学習活動に○をつけてください。

B 実施に当たり、保護者に費用負担を求めている場合は○をつけてください。

	特別の学習活動	A	B
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動		
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動		
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動		
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動		
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動		
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動		
ツ	その他の特別の学習活動(具体的に)		

(3) 貴園では、このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施する際、保護者の状況に配慮するために、次のような対策を立てていますか？ 立てている対策のすべてに○をつけて下さい。その他の場合はお書き下さい。

- a. アンケート等で、具体的な需要を独自に調べている。
- b. 保護者と面談の上、決めている。
- c. 保護者の都合に合わせて利用しやすいように、定員枠を流動的にしている。
- d. 保護者の都合に合わせて利用しやすいように、時間を流動的にしている。
- e. 月末などの区切りで、いつでも辞めたり、参加したり出来るようにしている。

	事業等や特別の学習活動	a	b	c	d	e	その他
ア	病児保育事業（病児・病後児保育事業）						
イ	放課後児童健全育成事業						
ウ	地域子育て支援事業としての相談業務						
エ	地域子育て支援事業としての園庭開放						
オ	一時預かり事業						
カ	特定保育事業						
キ	休日・夜間保育事業						
ク	延長保育事業						
ケ	障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育						
コ	外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援						
サ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援						
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動						
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動						
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動						
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動						
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動						
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動						
ツ	その他の特別の学習活動（（2）の「ツ」で記した活動）						

(4) 貴園では、このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施する際、子ども（園児）の福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するために、職員への次のような対策を立てていますか？ 立てている対策のすべてに○をつけて下さい。

- a. 専任の担当者がいる。
- b. 職員の中の担当者を決めている。
- c. 職員の中の担当者を園外研修に参加させている。
- d. 職員の中の担当者に園内研修を行っている。
- e. 全職員で取り組むようにしている。
- f. 全職員を園外研修に参加させている。
- g. 全職員に園内研修を行っている。
- h. 非常勤講師・外部講師等、担当を職員以外の者に依頼している。

	事業等や特別の学習活動	a	b	c	d	e	f	g	h
ア	病児保育事業（病児・病後児保育事業）								
イ	放課後児童健全育成事業								
ウ	地域子育て支援事業としての相談業務								
エ	地域子育て支援事業としての園庭開放								
オ	一時預かり事業								
カ	特定保育事業								
キ	休日・夜間保育事業								
ク	延長保育事業								
ケ	障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育								
コ	外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援								
サ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援								
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動								
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動								
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動								
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動								
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動								
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動								
ツ	その他の特別の学習活動（（2）の「ツ」で記した活動）								

(5) このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施するにあたり、保育者の専門性の向上のために工夫されたことがあればお書き下さい。

（6）貴園では、このような需要に対する事業等や特別の学習活動を実施する際、子ども（園児）の福祉を尊重し、生活の連続性を考慮するために、場所や時間等への次のような対策を立てていますか？ 立てている対策のすべてに○をつけて下さい。

<場所>

- a. 通常の教育や保育とは別に、専用の場所がある。
- b. 通常の教育や保育と、同じ場所で開催している。
- c. 専用の場所を設けているが、子どもの状況に合わせて、通常の教育や保育と同じ場所も使用している。

<時間>

- d. 専用の時間を設けて、その時間だけ実施している。
- e. 通常の教育や保育の時間の中で実施している。
- f. 専用の時間を設けているが、子どもの状況に合わせて、通常の教育や保育の時間の中で実施も可にしている。

	事業等や特別の学習活動	場所			時間		
		a	b	c	d	e	f
ア	病児保育事業（病児・病後児保育事業）						
イ	放課後児童健全育成事業						
ウ	地域子育て支援事業としての相談業務						
エ	地域子育て支援事業としての園庭開放						
オ	一時預かり事業						
カ	特定保育事業						
キ	休日・夜間保育事業						
ク	延長保育事業						
ケ	障害や発達上の課題を持つ子どもに対する保育						
コ	外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対する支援						
サ	不適切な養育等が疑われる家庭への支援						
シ	スイミング、体操、サッカー等、体育的な特別の学習活動						
ス	絵画、造形等、図画工作にかかる特別の学習活動						
セ	英会話等、英語にかかる特別の学習活動						
ソ	ひらがなの読み書き、文字指導等、言葉にかかる特別の学習活動						
タ	楽器の練習、リズム遊び、リトミック等、音楽にかかる特別の学習活動						
チ	茶道、華道、書道等、日本の伝統文化にかかる特別の学習活動						
ツ	その他の特別の学習活動（（2）の「ツ」で記した活動）						

（7）新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、新しい指針等）に関する研修についてお尋ねします。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- a. 新しい指針等を配布した。
- b. 新しい指針等の解説を配布した。
- c. 新しい指針等の読み合わせをした。
- d. 新しい指針等の解説の読み合わせをした。
- e. 職員を外部研修に参加させた。
- f. 職員を外部研修に参加させ、園内研修で学びを共有した。
- g. 現在、研修を計画している。
- h. 職員の自主性に任せている。

ありがとうございました。